



令和7年6月9日版

※予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版を御確認ください。

- 中小企業等経営強化法-事業総続力強化計画 認定制度の概要

目 次

- P1 • 制度概要
- P2 • 制度活用の流れ
- P3 • 申請に必要な書類
- <u>P4・・・金融支援について</u>
- P5 · · · 中小企業防災 · 減災投資促進税制について
- P6・・・予算事業による措置等
- P7 • 計画策定による損害保険料等の割引
- P9・・・支援策、お問い合わせについて

※事業継続力強化計画の審査の標準処理期間は45日です。余裕を持って申請ください。

制度概要

「事業継続力強化計画」(以下、「計画」)とは、<u>中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するものです。</u>認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができます。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合: 大企業や経済団体等の連携者

①計画を 策定し 申請



2認定

経済産業大臣 (地方経済産業局)

認定を受けた企業に対する支援策

●ロゴマークの活用

(HPや名刺等で認定のPRが可能)

- ●低利融資等の金融支援
- ●防災・減災設備に対する税制措置
- ●補助金の加点措置
- ●中小企業庁HPでの認定企業公表



認定を受けられる「中小企業者の規模」

	光往八紅	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		
	業種分類	資本金の額又は出資の総額 又	は 常時使用する従業員の数	
	製造業その他*	3億円以下	300人以下	
卸売業		1 億円以下	100人以下	
小売業		5千万円以下	50人以下	
サービス業		5千万円以下	100人以下	
	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下	
業令	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
定	旅館業	5千万円以下	200人以下	

- * 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します
- ** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社(会社法上の会社(有限会社を含む。)及び士業法人)
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合(「工業組合」「商業組合」を含む。)、商工組合連合会(「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。)、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
- ※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人(②~④)の場合は法人設立登記がされていることが必要です。
- ※税制措置の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です(詳細はP5を参照)。

制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討/事前確認・準備

金融支援、税制措置を受ける場合には、関係機関(日本政策金融公庫、信用保証協会等)の審査が必要になりますので適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。

※金融支援、税制優遇についてはP4~P5をご参照ください。

2. 計画の策定

- 「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかご判断いただきます。
- ※自社のみの場合は「単独型」、複数事業者間で連携して計画する場合は「連携型」となります。
- ②「基本方針」、「作成指針」及び「策定の手引き」を参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。
 - ※基本方針、作成指針、策定の手引き(中小企業庁HP)

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html

3. 計画の申請・認定

- ①「単独型」「連携型」ともに下記「事業継続力強化計画電子申請システム」から申請ください。 事業継続力強化計画電子システム: https://www.keizokuryoku.go.jp/
 - 単独型

新規申請操作マニュアル:<u>https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual</u>

変更申請操作マニュアル: https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manualChange

連携型

連携新規申請操作マニュアル: https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualRenkei 連携変更申請操作マニュアル: https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualChangeRenkei ※令和6年4月からは、原則電子申請のみとなります。

- ② 認定を受けた場合、認定通知書が交付されます。 (審査の標準処理期間は45日です。)
- ※認定事業者は、中小企業庁HPに事業者名等が公表されますので、ご了承ください。

申請先		住所		電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060− 0808	北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-3140	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980− 8403	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島
関東経済産業局	中小企業課		埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新 潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	経営支援課	〒460− 8510	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0521	愛知、岐阜、三重、富山、 石川
近畿経済産業局	経営力向上室	〒540− 8535	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6119	福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730− 8531	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5653	鳥取、島根、岡山、広島、 山口
四国経済産業局	産業振興課	〒760− 8512	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8566	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	復興·事業継続 推進室	〒812− 8546	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11- 1	092-482-5561	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900− 0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 計画の開始、取組の実行

認定計画の取組を実行していただきます。

申請に必要な書類

事業継続力強化計画の申請について

新規申請、変更申請共に「事業継続力強化計画電子申請システム」から電子申請ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html

(電子申請システム) https://www.keizokuryoku.go.jp/

- 〇新規申請用操作マニュアル:https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual
- 〇変更申請用操作マニュアル:https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manualChange
- ○連携新規申請操作マニュアル: https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualRenkei
- 〇連携変更申請操作マニュアル: https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualChangeRenkei
- ※審査の標準処理期間は45日です。
- ※申請には、GビズIDアカウント(GビズIDプライムもしくはGビズIDメンバー)が必要となります。
- ※GビズIDアカウントの取得には原則2週間程度かかりますので、計画的な取得をお願いします。
- ※既に認定を受けた計画の実施期間満了後における2回目以降の認定のための申請を行う場合には、

電子申請システムから「新規申請(2回目以降)」を選択し、直近の計画に関する「実施状況報告」が必要となります。また、直近の申請が紙による申請の場合は、直近の「事業継続力強化計画認定書」の写しと「事業継続力強化計画書の写し」が添付書類として必要です。

連携事業継続力強化計画の申請について

連携申請については、<u>電子申請用様式</u>に記入し、添付書類としてアップロードが必要です。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#renkei

<u><新規申請></u>

(单独型•連携型共通)

- ① 申請書
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類 (連携型のみ)
- ④ 連携者に大企業がいれば、当該企業の同意書
- ⑤ 既に連携企業間での協定書が有る場合は協定書の写し

<2回目以降の申請の場合>

(单独型•連携型共通)

上記①~⑤に加え、

- ⑥ 実施状況報告書
- ⑦ 直近の「(連携)事業継続力強化計画認定書」
- ⑧ 直近の「(連携)事業継続力強化計画」(直近が紙で申請の場合は、認定後返送されたものの コピー)

<変更申請>

(単独型・連携型共通)

- ① 実施状況報告書
- ② 変更申請書(認定計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。)
- ③ チェックシート
- ④ 変更前の「(連携)事業継続力強化計画認定書」
- ⑤ 変更前の「(連携)事業継続力強化計画」(直近が紙で申請の場合は、認定後返送されたもののコピー)

(連携型のみ)

- ⑥ (新たに参加する大企業がいる場合) 当該企業の同意書
- ※資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第56条第3項又は第58条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた計画の趣旨を変えないような<u>軽微な変更は、申請</u>不要です。

金融支援について

各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資(BCP資金)

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。(融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。)

貸付金利(※1)

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)

(※1) 信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業:7億2,000万円(※2)

(※2)設備資金において、O.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち4億円までです。

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用 保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
	世中计	ΩU1+
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円(組合4億円⇒6億円)(<u>保証枠の拡大</u>)	
海外投資関係保険 2億円⇒4億円(組合4億円⇒6億円)(<u>保証枠の拡大</u>		

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融 公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受 けることが出来ます。

〇保証限度額:1法人あたり最大4億5,000万円 〇融資期間 :1~5年

適用対象者

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を取得した中小企業者が対象となります。

(①及び②の普通保険、無担保保険については中小企業者と共に連携事業継続力強化計画に係る取組を行う中堅企業者※も法で定める者に限り対象となります。詳細は以下、問い合わせ窓口にお問い合わせください。) ※資本金の額が10億円以下または従業員数2,000人以下の法人

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。※①~④の番号は上記の各種金融支援番号と一致。

番号	機関の名称/問い合わせ窓口	電話
14	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120 - 154 - 505
1	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班	098 - 941 - 1785
2	(一社)全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
3	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700(代) (九州支社:092-724-0651)

中小企業防災・減災投資促進税制について

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却)では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号)の施行の日(令和元年7月16日)から令和9年3月31日までの間(以下「認定対象期間」といいます。)に、中小企業等経営強化法(以下「法」といいます。)第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者(同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者)が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画(法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却16%が適用できます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等(注)で、認定対象期間内に法第56条第1項又は第58条第1項の 認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

- (注)中小企業者等とは
- ▶資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- >資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ※ただし、以下の法人は対象外
- ①同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
 - ③他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人 イ資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち①及び②に掲げる法人以外の法人
 - 口資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ④適用除外事業者(前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人)又は通算制度における適用除外事業者
- >事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
- ▶常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。 ※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要です。

※適用対象期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

対象設備

中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号)第29条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目	
機械及び装置(※) (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)	
器具及び備品(※) (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備	
建物附属設備(60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。)、防水シャッター(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)	

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

適用手続

- (1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。
- (2) 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
- ※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください ※本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください
- ※令和7年4月1日以後の制度内容となります。
- 令和7年度税制改正等を踏まえた変更点など、御不明点は経済産業局等にお問い合わせください。
- ※実際の制度活用にあたっては、関係法令の規定等の参照をお願いいたします。

予算事業等による措置等

計画の認定事業者は、以下予算事業において、加点措置を受けることが出来ます。また、被災した場合における復旧等の費用を補助する予算事業の申請の際には、本計画の認定が求められます。詳細は各種予算事業のHP等を御覧下さい。

事業名	予算概要	補助率等	措置概要	担当部署	URL
ものづくり 補助金	中小企業等が取り 組む革新的な新製品・新サービス開発等を行うための 設備投資等を支援。	補助率:1/2又は2/3 ※最低賃金引き上げに係る特例を適用した場合は補助率を2/3に引き上げ 補助上限: 750万円~4,000万円 ※補助上限や補助率は申請枠や従業 員数等によって異なる。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベー ションチー ム	<u> 55</u> 6
事業承継• M&A補助金 (専門家活用枠)	早期の事業承継を促すため、承継する事業者の設備投資等、M&A時の専門家活用(仲介・FA等)、M&A後のPMIに係る取り組み、M&Aの検討に伴う廃業等を支援。	く専門家活用枠〉 補助率:2/3又は1/2 補助上限:600万円以内 ※デュー・ディリジェンスに係る費 用を申請する場合は補助上限を800 万円に引き上げ ※他枠の加点は未定	加点	中小企業庁 事業環境部 財務課	<u>55</u> 6
中小企業省力化投資 補助金 (一般型)	人手不足の中小企業等が生産プロセスの改善を行うための個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備投資等を支援。	補助率:1/2又は2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2も しくは2/3、1,500万円を超える部 分は1/3 ※最低賃金引き上げに係る特例を適 用した場合は補助率を2/3に引き上 げ 補助上限額: 750万円~1億円 ※補助上限や補助率は従業員数等に よって異なる。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベー ションチー ム	<u> 256</u>
小規模事業者 持続化補助金 (一般型・通常枠)	小規模事業者等が 経営計画を自ら策 定し、商工会・商 工会議所の支援を 受けながら取り組 む販路開拓等を支 援。	補助率:2/3 補助上限額:50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合、補助上限額に50万円上乗せ ※賞金引上げ特例の要件を満たす場合、補助上限額に150万円上乗せ ※両特例の要件を満たす場合、補助上限額に200万円上乗せ	加点	中小企業庁 経営支援部 小規模企業 振興課	商业区 西工工会 商議区
小規模事業者 持続化補助金 (創業型)	創業後3年以内の 小規模事業者等が、 持続的な経営計画を自 ら策定し、商工 会・商工会議所の 支援のと 取り組む 等を支援。	補助率:2/3 補助上限額:200万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合、補助上限額に50万円上乗せ	加点	中小企業庁 経営支援部 創業・新事 業促進室	<u> 256</u>
地方公共団体による小規模事業者等支援推進 事業費補助金 (災害時支援)	被災小規模事業者 等の設備の復旧等 に要する経費を補 助。	補助率:3/4以内で自治体 が設定 補助上限:自治体が設定	必須要件 (補助金申請 の際に必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業 振興課	-
なりわい再建 支援補助金	被災事業者等の設 備復旧等の費用を 補助。	補助率:3/4、定額補助上限:15億円以内	必須要件 (事業完了ま でに必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業 振興課	-

計画策定による損害保険料等の割引①

事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて、損害保険会社等では、保険料等の割引を行い、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。 詳細は各商品のHP等を御覧下さい。

事業名	対象商品	商品概要	措置概要	
	タフビズ事業活動総合保険	建物や設備・什器等に生じた損害に加え、事故や災害よる休業時の損失等を補償します。事故発生前から営業再開まで事業活動をトータルでバックアップします。	認定事業者等において、物件の規模や過去の保険金支払い実績等の一定の要件を満たす場合に、リスク実態に応じて保険料の割引を個別に検討します。	
あいおい	タフビズ業務災 害補償保険	業務従事者の業務に起因するケガや病 気により事業者が支出する費用を補償し ます。		
損害保険 株式会社	タフビズ工事補 償保険	請負工事中の「もの損害」リスクに対 して、1証券でしっかりと備えることが できる保険です。	保険契約締結日時点で、認 定事業者等において、優良事 業者として保険料を割引しま	
	タフビズ賠償総合保険	記名被保険者(建設業・販売業・製造業・サービス業)の事業の遂行によって生じた偶然な事故に起因する、対人・対物事故等による賠償損害や費用を包括的に補償する商品です。	j .	
	<u>企業財産保険</u> <u>(ニュープロパ</u> <u>ティーガード)</u>	事業者の皆さまの財産と休業損失に対 する補償を提供します。	認定事業者等に対し、リス ク実態(過去の保険金支払い 実績や、リスク管理体制等)	
AIG損害保険 株式会社	業務災害総合保険(ハイパー任意労災)	万一の労災事故発生時に、従業員への 見舞金として、入院補償・死亡補償など を提供します。 事業者の訴訟対策として、弁護士費用 や損害賠償責任も補償します。		
	事業賠償・費用 総合保険(ALL STARs)	国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を、一度の手続きで契約可能な保険商品です。 日々変化する時代の多様化するリスクに応じた、カスタムメイドの補償をワンストップで提供します。	に応じて保険料の割引を個別 に検討します。	
共栄火災 海上保険	ビジまる(企業 財産補償特約付 普通火災保険)	店舗、事務所、作業所等の建物やその 収容動産、屋外設備等について、火災の ほか、自然災害や不測かつ突発的な事故、 電気的・機械的事故等による損害を補償 します。	認定事業者等に対して、リ スク判断(過去の保険金支払 い実績、リスク管理の条件	
株式会社	商売の達人 (企業総合賠償 責任保険)	事業活動に関する賠償リスクに起因する事故により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に備える保険です。	等)に基づいた保険料の割引を個別に検討します。	
損害保険	ビジネスマス ター・プラス	事業活動をとりまく様々なリスクに対 して、1つの保険でまとめて補償できま す。	認定事業者等に対して、リスク等間(過去の保険金支払	
ジャパン 株式会社	企業総合補償保 <u>険</u>	建物や設備等の財物の損害から、休業 による利益の減少まで、リスクをまとめ て補償できます。	い実績、リスク管理の条件 等)に基づいた保険料の割引 を個別に検討します。	

計画策定による損害保険料等の割引②

事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて、損害保険会社等では、保険料等の割引を行い、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。 詳細は各商品のHP等を御覧下さい。

事業名	対象商品	商品概要	措置概要	
大同火災海上 保険株式会社	DAY」-PRO! 賠責総合保険	事業活動を取り巻く様々な賠償リ スクに備える保険です。	認定事業者等に対し、リスク実態(過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等)に応じた保険料の割引を個別に検討します。	
Chubb 損害保険 株式会社	業務災害安心総合保 険(GPA Pro)	企業の役員、従業員の業務中における労災事故や病気の補償を包括的に1保険証券で契約できます。 労災・企業防衛リスクだけでなく治療と仕事の両立支援のサポートに役立つ業務災害安心総合保険です。	地震や津波等における従業員の 安否を確認する、安否確認システムやストレスチェックサービス、 健康に関する付帯サービスも充実 しています。 企業の安全管理等の内容に応じ て保険料設計を個別に検討します。	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	企業財産総合保険 (Property Pro Advance)	法人が所有する物件をまとめて1 証券で契約し、様々な災害に備え、 合理的なプランが選択できる法人向 け火災保険です。	認定事業者等に対して、リスク 実態(防火設備、防火管理・訓練 等による新体制の構築等)に応じ て保険料設計を個別に検討します。	
東京海上日動 火災保険 株式会社	超ビジネス保険(事業活動包括保険)	事業を取り巻く様々なリスクを1 つの保険でまとめて補償します。	認定事業者等に対し、リスク実態(過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等)に応じた保険料の割引を個別に検討します。	
	<u>ビジネスプロパティ</u> <u>(企業財産総合保</u> <u>険)</u>	事業活動を取り巻くさまざまなリス クをカバーします。選べる補償で最 適な保険を設計できます。		
□±€√√≪₩= L	W/// ± / 1 / 1000	お客さまの事業活動に関わる様々な 賠償リスクをまとめて補償します。	認定事業者等に対し、リスク実態 (過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等)に応じた保険料の 割引を個別に検討します。	
日新火災海上保険株式会社		従業員の方の業務上のケガ・病気に 備える保険です。		
	工事の保険(工事の 保険特約付帯建設工 事保険)	工事の際に発生した事故による建築 資材等の損害を補償します。		
	ビジネスキーパー	事業活動をとりまくさまざまなリ スクに備える火災保険です。	認定事業者等に対し、リスク実態(過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等)に応じた保険料の割引を個別に検討します。	
三井住友海上 火災保険 株式会社	<u>ビジネスJネクスト</u> <u>(業務災害補償保</u> <u>険)</u>	事業活動にかかわる従業員のケガ などの様々なリスクに備える保険で す。	 認定事業者等に対し、保険料の	
	ビジネスプロテク ター(企業総合賠償 責任保険)	事業活動にかかわる損害賠償など のリスクを包括的に補償する保険で す。	割引を適用します。	
全日本火災 共済協同組合 連合会	普通火災共済 総合火災共済 新総合火災共済	店舗、事務所、作業所等の建物や収容されている動産について、火災・風・ひょう・雪災などで生じた 損害を補償します。	認定事業者等に対して、物件 の規模やリスク管理体制などの 一定の条件を満たす場合に、リ スク実態に応じた共済掛金の割 引を個別に検討します。	

計画策定支援、お問い合わせについて

中小機構では、感染症や自然災害の発生時にも事業を継続できる力を強化するため、事前対策の重要性や具体的な方法に関する普及啓発や専門家派遣による計画の策定の支援を実施しています。



◎詳しくはこちらをご覧下さい。

https://kyoujinnka.smrj.go.jp/(中小企業強靱化ポータルサイトサイト)

関連情報の発信

理解する

特設サイト等を通じて、自然災害や感染症の発生時やサイバー攻撃時等における事業の継続に関するノウハウや支援施策の情報等をお伝えしています。

セミナー開催

事前対策の重要性や、事業継続力強化計画の制度概要、策定の重要性等について解説等を行うオンライセミナーを開催しています。

策定する

計画策定支援

計画を策定したい事業者に対して、専門家派遣による策定支援を行います。

改善 する

フォローアップ

策定した計画の着実な実行や2回目以降の申請等に向け、ワークショップの実施や専門家派遣を通じたフォローアップ支援を行います。

< 策定支援に関するお問い合わせ>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)

北海道本部	011-210-7473	中国本部	082-502-6555
東北本部	022-716-1751	四国本部	087-823-3220
関東本部	03-5470-1606	九州本部	0 9 2 - 2 6 3 - 0 3 2 3
中部本部	052-201-3009	沖縄事務所	098-859-7566
北陸本部	076-223-5546	本部	03-6459-0042
近畿本部	06-6264-8613		

<申請に関するお問い合わせ>

北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局	産業部 中小企業課	0 2 2 - 2 2 1 - 4 9 2 2
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	産業部 経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	産業部 経営力向上室	06-6966-6119
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5653
四国経済産業局	産業部 産業振興課	087-811-8566
九州経済産業局	產業部 復興·事業継続推進室	092-482-5561
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755